

		全壊 世帯	解体世帯		長期 避難 世帯	大規模 半壊 世帯	中規模 半壊 世帯
			半壊 解体 世帯	敷地被害 解体 世帯			
基礎支援金 ※中規模半壊 世帯の場合は 加算支援金	罹災証明書	○	○	○	※1	○	○
	長期避難世帯証明書				○		
	住民票の写し	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 又は 滅失登記簿謄本		○	○	※1		
	敷地被害証明書類			○	※1		
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※1	○	○

※1 長期避難世帯の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできません。
また、長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、住宅の被害程度に応じて支援対象世帯となるか判断されますので、罹災証明書等の提出が併せて必要です。